



第7章 子どもが親が地域が育ち、子育てに喜びを感じるまち (花巻市次世代育成支援後期行動計画 概要)

- 1 子どもが健やかに育っていける環境づくり
- 2 安心して子どもを生き育てられる環境づくり
- 3 家庭や子育てを社会全体で支えていく環境づくり

現状と課題

- (i) 保育所、幼稚園、学童クラブなど、保護者の保育需要が変化しており、きめ細やかな対応が必要です。また、核家族化により、子育てを学ぶ機会や近隣との繋がりが希薄化し、子育ての不安や孤立化の問題が生じており、子育てに関する総合的な相談・支援体制が求められています。
- (ii) 育児に不安を持つ親や、母子の健康管理の難しい事例が多くなっており、保健・福祉・医療・教育が連携し、心と身体健康相談や、児童への健康教育の充実が求められています。
- (iii) 家庭における養育機能が低下していることから、家庭教育に関する情報提供や学習機会の拡充が必要です。また、子どもたちの生活環境の変化により、自らの育つ力を養う必要があり、学校内外での多様な活動の場が求められています。
- (iv) 子どもや子育て家庭が安心して生活できる、子どもの目線に立った環境づくりが必要です。
- (v) 育児をしながら働ける様々な就業形態の導入について、各事業所の一層の理解を求めていく必要があります。
- (vi) 非行少年の補導件数は増加傾向で、非行の低年齢化や潜在化、悪質・巧妙化の傾向にあり、子ども自身のモラルの向上、家庭・地域の非行防止の更なる取組みが必要です。

(vii) 児童虐待やDV（配偶者の暴力）が大きな社会問題となっており、児童の健全育成に関する相談・指導の徹底を図る必要があります。

発達の違いや、障がいのある子どもについて、障がいや程度に応じたきめ細かな対応が求められています。

（1）地域における子育ての支援

① 地域における子育て支援サービスの充実

- ・子育て支援のワンストップ・サービス機能をもつ「こどもセンター」の充実など、総合的な子育て支援体制の強化に努めます。
- ・「ファミリー・サポート・センター」など地域の子育て援助システムの充実に努めます。
- ・放課後児童健全育成事業について、ニーズに応じた適切な運営体制の拡充に努めます。

② 保育所におけるサービスの充実

- ・保育ニーズに対応するため、施設設備の推進を図るとともに、新たな保育経営を支援するなど、保育体制の拡充に努めます。
- ・働く形態の多様化に対応した保育サービスの充実に努めるとともに、新たなサービスの実施を検討します。

③ 幼稚園における支援の充実

- ・3歳未満児・障がい児の受け入れや預かり保育を推進するとともに、未就園児の親子が気軽に相談や情報交換できる子育て支援活動を促進します。
- ・子どもの発達やまなびの連続性を意識した保育・教育となるよう、保育所・幼稚園と小学校との合同研修の開催など、保幼小の連携を推進します。

④ 子育て支援のネットワークづくり

- ・子育て支援に関するわかりやすい情報の提供に努めるとともに、子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、講演会等の開催により子育てに関する意識啓発を推進します。
- ・子育てサークル等の活動交流の場づくりを進めるとともに、ネットワークの形成を促進します。

⑤ 児童の健全育成

- ・子育て経験者、高齢者、ボランティア、関係団体相互の連携強化や研修会等の実施により指導者の資質の向上を図り、地域での支援体制の充実に努めます。

- ・子ども達の継続的なスポーツ・交流活動等への支援や、優れた芸術・文化の鑑賞機会の拡充に努めるとともに、安全に遊べる空間づくりを推進します。

⑥ 経済的負担の軽減

- ・保育所や幼稚園の保護者の負担の軽減を図るとともに、各種制度による手当等を支給します。
- ・奨学金貸付人数の拡充を図るなど、次代を担う子ども達の教育機会の拡大及び保護者の負担軽減に努めます。

(2) 母性及び乳児並びに児童等の健康の確保及び増進

① 子どもや母親の健康の確保

妊娠初期から幼児期の健康教育、健康相談、健康診査など一貫した保健サービスを体系的に提供するとともに、きめ細かな母子保健の充実に努めます。

② 小児医療の充実

子どもがいつでも安心して医療サービスを受けられる小児医療の充実を図るため、小児科・産科医師の確保について関係機関と連携を図ります。

③ 食育の推進

食を通じて子どもの生きる力を育むとともに、学校・幼稚園・保育所、地域、生産者・事業者、行政が連携し、発達段階に応じた食に関する学習の機会を設け、正しい知識の普及に努めるとともに、食事づくり体験活動の取り組みや地産地消を推進します。

④ 思春期保健対策の充実

思春期の男女に対し、喫煙・飲酒・薬物乱用等の防止、食習慣・性感染症等に関する教育・相談・情報提供に努めます。

(3) 親の育成と子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

① 次代の親の育成

子育ての素晴らしさ、家族の絆などが大切な価値として共有される社会を目指し、青少年への意識啓発や情報提供に努めます。

② 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境の整備

- ・「生きる力」を育むため、自然体験活動、社会体験活動、伝統芸能活動、異年齢集団での多彩な交流活動の場を提供するなど、子ども達の学習機会の充実に努めます。

- ・心身症、ひきこもり、不登校、いじめ等に関し、教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど教育相談支援体制の充実を図ります。

③ 家庭や地域の教育力の向上

子育てに関する学習機会や情報提供に努め、親同士の交流や相談体制の充実を図ります。

④ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

性や暴力等の有害情報は子どもに対する悪影響が懸念されることから、地域住民と連携協力し、関係業界への自主的措置を働きかけます。

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

① 良質な住宅の確保

子育ての段階に応じた良質な公営住宅の供給や各種支援策等の情報提供に努めます。

② 安全な生活環境の確保

健康などへの影響が懸念される化学物質についての情報提供に努めます。

③ 安全な道路交通環境の整備

子どもや子育て家族が安心して利用できる道路や信号機などの交通安全環境の整備を推進します。

④ 安心して外出できる環境の整備

妊産婦や子ども連れの親をはじめ、すべての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等におけるバリアフリー化を推進します。

⑤ 安全・安心なまちづくりの推進

防犯設備の整備促進に関する広報啓発活動の促進と、イベント・祭り等における街頭指導・補導活動を実施します。

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

① 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

育児・介護休業制度について関係機関と連携した普及促進に努め、再就職希望者への相談窓口の充実と職業情報の提供に努めます。

② 仕事と子育ての両立の推進

各種育児支援制度の情報提供に努めるとともに、事業主への事業所内託児施設の設置を働きかけるなど就労環境の整備を推進します。

(6) 子どもの安全の確保

① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るために総合的な交通事故防止の啓発活動を推進するとともに、子どもを対象とした交通安全教育など、交通安全意識の高揚に努めます。

② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子ども110番の家やスクールガードなど、登下校における地域ぐるみでの安全確保に努めます。

③ 被害に遭った子どもの保護の推進

犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもに対し、学校や関係機関と連携したきめ細やかで総合的な援助を行います。

(7) 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進

① 児童虐待防止対策の充実

早期発見のために、要保護児童に関する通告義務等の啓発を行うとともに、要保護児童対策地域協議会の充実強化を図り、児童虐待の未然防止に努めます。

② ひとり親の自立支援の推進

- ・母子家庭への就業や貸付等各種の情報提供や相談・指導を行い、自立を支援します。
- ・女性の相談・指導の充実を図るとともに、関係機関との連携を深め、配偶者への暴力（DV）防止に努めます。

③ 障がい児療育事業の充実

発達の遅れや障がいのある子どもを早期に発見し、適切な指導を行うため、関係機関との密接な連携のもと、個々の実態に即したきめ細やかで、継続的な支援に取り組みます。